

介護保険

みなさんの要介護認定はつぎのように
おこなわれています

※構成市…鳥羽市・志摩市



市役所(支所)での
申請・受付



鳥羽志勢広域連合

訪問調査の日程調整



申請者

訪問調査

調査員があらかじめ電話で日時をお約束して訪問し、
本人の心身の状態を聞き取り調査します。



聞き取りする内容

- 麻痺や関節の動き
- 寝返り～起き上がり～歩行
- 入浴・排泄・食事
- 衣服着脱、掃除、金銭管理
- 視力・聴力・意思の伝達
- ひどい物忘れ、徘徊などの行動
- 14日以内に受けた医療



医療機関

(病院・診療所等)

主治医の意見書

申請の際に記載した主治医が、
医学的な見地による
意見書を作成します。
受診を求められましたら、
指示に従うように
してください。



コンピュータで
一次判定

介護認定審査会

介護認定審査会が、
訪問調査結果と
主治医の意見書により、
公平公正に審査・判定
いたします。



専門職で合議して
二次判定

要介護度の認定

かかりつけ医を 持ちましょう

主治医の意見書は二次判定の際に重要な役割を果たします。自分の病状や家族状況などをよく理解してくれる医師とのお付き合いが、認定の重要な要素の一つになります。

日頃から定期的な健康診断をしてもらう主治医(かかりつけ医)を持っておくと、いざというときにも安心です。

※認定の結果に不服があるときは、結果を知った日の翌日から3ヶ月以内に、三重県介護保険審査会に審査請求することができます。